

令和8年3月24日判決言渡

令和7年（行ケ）第10102号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和8年2月10日

判 決

5

原 告 中 国 電 力 株 式 会 社

同訴訟代理人弁理士 小 椋 崇 吉

同 大 竹 正 悟

10

被 告 特 許 庁 長 官

同 指 定 代 理 人 石 塚 文 子

同 山 田 啓 之

同 阿 曾 裕 樹

15

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

1 特許庁が不服2024-12999号事件について令和7年9月24日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

25

(1) 原告は、令和5年9月8日、「リッキー」の文字を標準文字で表してなり、後記(2)の手続補正後の指定商品を第16類「メモ帳、シール、ペンシルケー

ス、文房具類、定期刊行物、小冊子、印刷物」とする商標（以下、その出願を「本願」と、その商標を「本願商標」という。）について、商標登録出願をした（商願2023-100400号、甲13。なお、書証の枝番号は、特に記載しない限り省略する。以下、同様である。）。

5 (2) 原告は、令和6年3月14日付けの拒絶理由通知書（甲14。以下「本件拒絶理由通知」という。）を受け、同年4月12日、意見書（甲15）を提出したが、同年5月28日付け拒絶査定（甲16）を受け、同年8月9日、拒絶査定不服審判請求をし（不服2024-12999号、甲17）、同日手続補正書（甲18）を提出して指定商品及び指定役務について補正をした。

10 (3) 特許庁は、令和7年9月24日、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同年10月7日に原告に送達された。

(4) 原告は、令和7年11月4日、本件審決の取消しを求めて、本件訴えを提起した。

15 2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、要するに、本願商標は、拒絶査定において拒絶の理由に引用した商標である登録第6517882号商標（以下「引用商標」という。）と類似し、その指定商品と類似する商品について使用をするものであるから、商標法（以下「法」という。）4条1項11号に該当するというものである。

20 3 引用商標の内容

(1) 商標



リッキー

(2) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務

5 第16類「事務用又は家庭用ののり及び接着剤、封ろう、マーキング用孔開型板、装飾塗工用ブラシ、紙製包装用容器、プラスチック製包装用袋、家庭用食品包装フィルム、紙製ごみ収集用袋、プラスチック製ごみ収集用袋、型紙、裁縫用チャコ、紙製のぼり、紙製旗、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、印刷したくじ（『おもちゃ』を除く。）、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真、写真立て」

10 第25類「和服、ガーター、靴下留め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊靴、運動用特殊衣服」

第43類「保育所における乳幼児の保育、学童保育施設における学童保育、保育所の提供、保育に関する情報の提供、障害者入所施設及び高齢者入所施設の提供（介護を伴うものを除く。）、椅子・テーブル・テーブル用リネン・ガラス食器の貸与、食器の貸与、ベビーベッドの貸与、ベビーサークルの貸

与、介護ベッドの貸与、おしぼりの貸与、タオルの貸与、おむつ・おむつカバーの貸与、布団の貸与、まくらの貸与、毛布の貸与、飲食物の提供、宿泊施設の提供」

4 取消事由

5 本願商標と引用商標との類否判断の誤り

第3 当事者の主張

取消事由（本願商標と引用商標との類否判断の誤り）についての両当事者の主張は以下のとおりである。

[原告の主張]

10 1 一部抽出の可否

(1) 本願商標と引用商標の類否を判断するに当たって、本件審決が、引用商標の構成中の一部を抽出した点は誤りである。本件審決は、引用商標につき、擬人化した動物と思われる図形（以下「図形部分」という場合がある。）と、その下部に「リッキー」の文字（以下「文字部分」という場合がある。）を横書きした構成からなるところ、その図形部分と文字部分は、図形と文字という構成要素を異にすることに加え、色彩も異にし、それぞれ重なり合うことなく、相当程度の間隔を空けて上下に独立して表されているものであることから、視覚上、明確に分離して看取し得るものであるとした。

しかし、本件審決は、結合商標の分離観察に係る判例の基準のうち、「商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していると認められない場合に係る基準」（以下「(Z)の基準」などといい、この基準を当てはめる際に冒頭に（Z）などと記載する場合がある。）のみを検討し、文字部分の一部抽出が許されるとして法4条1項11号該当性の認定判断をしている。

25 このことは、本件審決が、文字部分につき、「文字部分を構成する『リッキー』の文字は、一般的な辞書等に載録された成語ではなく、特定の意味合い

を想起させる語として知られているというような事情も見いだせないことから、特定の観念を生じることがない造語として認識されるというのが相当である。」と認定するのみで、「商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合に係る基準」（以下「(X)の基準」などといい、この基準を当てはめる際に冒頭に(X)などと記載する場合がある。)を検討していないことからも、明らかである。

また、本件審決が、図形部分につき、「図形部分は、一般に親しまれた特定の事物を表したものと認められず、特定の称呼や観念が生じるといった事情も見いだせない」と認定するのみで、上記商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合に係る基準((X)の基準)、及び、「商標の構成部分の一部以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合に係る基準」（以下「(Y)の基準」などといい、この基準を当てはめる際に冒頭に(Y)などと記載する場合がある。)についての基準を検討していないことからも、明らかである。

(2) 結合商標の一部抽出の可否について判断した最高裁判決（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁（以下「[リラ宝塚事件判決]」という場合がある。）、最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁（[SEIKO EYE事件判決]）、最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・集民228号561頁（[つつみのおひなっこや事件判決]））では、独立して見る者の注意をひくように構成されているかという外観的要素は、通過作業として検討することが許されるだけで、分離観察に係る基準のうち、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していると認

められない場合に係る基準、すなわち（Z）の基準のみを検討して一部抽出が許されると判断することを禁じていると考えられる。

このため、一部抽出の可否の判断基準そのものとして挙げた商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合に係る基準、すなわち（X）の基準、及び、商標の構成部分の一部以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合に係る基準、すなわち（Y）の基準を検討して、一部抽出が許されないのであれば、「商標はその構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されているものであるから、みだりに、商標構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判定するがごときことが許されない」ところである。

本件審決は、前記のとおり、引用商標につき、（X）と（Y）の基準を検討せず、（Z）の基準のみを検討し、文字部分の一部抽出が許されるとして法4条1項11号該当性の認定判断をしている。しかし、一部抽出の可否に係る最高裁判決は、一部抽出の可否の判断基準そのものとして挙げた（X）と（Y）の基準を検討して一部抽出が許されないのであれば、「商標はその構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されているものであるから、みだりに、商標構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判定するがごときことが許されない」〔リラ宝塚事件判決〕と判示している。

(3) そこで、引用商標につき、（X）と（Y）の基準を検討して、文字部分の一部抽出の可否を検討する。

ア 構成

引用商標は、上段に、右手に虫眼鏡を持って蝶ネクタイを締めた擬人化したリスのキャラクター図形と思しき図形部分を配し、下段に、「リッキー」という名のキャラクター名称と思しき文字部分を配した結合商標であっ

て、外観上、図形部分と文字部分が、独立して見る者の注意をひくように構成されていることが明らかである。

イ 図形部分

擬人化したリスのキャラクター図形と思しき図形部分は、類を見ない図形であり、特徴的であるから、(X) 図形部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合であることが明らかである。

そして、「図形と文字の結合商標にあつては、文字部分のみをいたずらに重視して図形部分の持つ情報伝達力を軽んずることは、特段の理由のない限り許されず、当該商標における図形部分と文字部分の相互関係を慎重に検討しなければならないというべきである」(東京高裁平成6年(行ケ)第150号同7年3月29日判決〔ギベルティー事件判決]) から、引用商標にあつて、特徴的で、出所識別標識として強く支配的な印象を与える図形部分の持つ情報伝達力を軽んずることは、許されないことが明らかである(甲9、10)。

このため、引用商標にあつて、図形部分の一部抽出が許されるとも考えられる。

ウ 文字部分

「リッキー」の文字部分は、その構成文字より「リッキー」の称呼を生じ、また、一般的な辞書等に登載された語でなく、引用商標の指定商品役務の第16類「文房具類、印刷物」との関係で、商品の品質等を表示するものではなく、十分に識別力を有するところ、「造語から成るものにしても、その特徴的な部分から特定の観念を生じえないものとする理由はなく」

(最高裁昭和41年(行ツ)第36号同43年12月13日判決・裁判集民事93号605頁〔リユーマゾロン事件判決])、一緒に配された特徴的なキャラクター図形と相俟って、「リッキー」という名のキャラクター名称

の観念を生じるところである。

このため、(Y) 図形部分以外の「リッキー」の文字部分が出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合と言い難いことが明らかであるから、引用商標にあって、図形部分以外の「リッキー」の文字部分

5

他方で、「リッキー」の文字部分は、多くのキャラクター図形のキャラクター名称として採択され、一般的な名称となっていることは、帯広市「ばんえい競馬場」のマスコットキャラクター「リッキー」、手塚治虫「0マン」のアニメキャラクター「リッキー」等に示された取引実情から明らかである（甲8、21ないし24）。

10

このため、十分に識別力を有するとしても、(X)「リッキー」の文字部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合と言い難いことが明らかであるから、引用商標にあって、「リッキー」の文字部分の一部抽出が許されないと

15

エ 図形部分と文字部分

一般に、キャラクター図形と思しき図形部分とキャラクター名称と思しき文字部分を一緒に配した構成態様の結合商標の場合、一緒に配されたキャラクター名称と思しき文字部分がキャラクター図形と思しき図形部分を説明すると無理なく理解できることが明らかである（甲1ないし12、26）。

20

そして、引用商標の如く、また、他の事件の審決・異議決定や、関西サイクルスポーツセンターマスコット「リッキー」、今井工務店のマスコット「リッキー」等（甲1ないし12、26）に示された構成態様の結合商標のように、キャラクター図形とキャラクター名称を一緒に配した場合、キャラクター名称と思しき文字部分がキャラクター図形と思しき図形部分

25

を説明すると無理なく理解できる関係上、その全体より、そのキャラクター名称の称呼を生じ、かつ、その名のキャラクター図形の観念を生じることとは、キャラクター図形とキャラクター名称を一緒に配した構成態様の結合商標の取引実情から明らかである。

5 このため、図形部分と文字部分が、外観上、独立して見る者の注意をひくように構成されている引用商標であっても、図形部分と文字部分とが、称呼上、観念上、一体として看取されるといった必然性を見いだせるところである。

10 この点、本件審決は、引用商標につき、「図形部分と文字部分とは、観念上のつながりはなく、両者を常に一体のものとして把握しなければならない特段の事情も見いだせない」と認定しているが、むしろ、引用商標にあって、図形部分と文字部分とが、称呼上のみならず、観念上も、分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していると認められるため、「リッキー」の文字部分の一部抽出は許されないと
15 ころである。

オ 取引実情

 一般に、キャラクター図形と思しき図形部分とキャラクター名称と思しき文字部分を一緒に配した構成態様の結合商標といえども、広く一般に知られることにより「それ自体明確な意味をもち一般人に親しみ深いもの」
20 となっている場合と、広く一般に知られておらず「それ自体明確な意味をもち一般人に親しみ深いもの」となっていない場合が想定される
 ところである。

 他方で、引用商標の如く、また、上記の構成態様の結合商標のように（甲1ないし12、26）、キャラクター図形と思しき図形部分が、広く一般に
25 知られておらず「それ自体明確な意味をもち一般人に親しみ深いもの」となっていない取引実情がある場合、キャラクター図形のみで、キャラクタ

一名称を理解できず、故に、キャラクター名称の称呼を生じることではなく、逆に、キャラクター名称の文字のみで、キャラクター図形を観念できず、故に、キャラクター図形の観念を生じることはないことから、図形部分（キャラクター図形）と文字部分（キャラクター名称）は、独立しておらず、相互に依存していることが明らかである。

そうすると、本件審決が、引用商標につき、「図形部分は、一般に親しまれた特定の物事を表したものと認められず、特定の称呼や観念が生じるといった事情も見いだせない」と認定するように、引用商標の如く、キャラクター図形と思しき図形部分が、広く一般に知られておらず「それ自体明確な意味をもち一般人に親しみ深いもの」となっていない取引実情がある場合、キャラクター図形と思しき図形部分がキャラクター名称と思しき文字部分に依存している関係上、その全体より、そのキャラクター名称の称呼を生じ、かつ、その名のキャラクター図形の観念を生じること、広く一般に知られていないキャラクター図形とキャラクター名称と一緒に配した構成態様の結合商標の取引実情から明らかである。

このため、図形部分と文字部分が、外観上、独立して見る者の注意をひくように構成されている引用商標であっても、図形部分と文字部分とが、称呼上、観念上、一体として看取されるといった必然性を見いだせるところである。

この点、本件審決は、引用商標につき、「図形部分と文字部分とは、観念上のつながりはなく、両者を常に一体のものとして把握しなければならない特段の事情も見いだせない」と認定しているが、むしろ、引用商標にあって、図形部分と文字部分とが、称呼上のみならず、観念上も、分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していると認められるため、「リッキー」の文字部分の一部抽出は許されないと

カ 小括

したがって、引用商標にあって、「リッキー」の文字部分の一部抽出が許されないとあるところである。

(4) 本件審決の他の認定の検討

5 本件審決は、引用商標につき、「商標の類否判断に当たり考慮することのできる取引の実情とは、その指定商品又は指定役務全般についての一般的、恒常的なそれを指すのであって、単に該商標が現在使用されている商品又は役務についてのみの特殊的、限定的なそれを指すものではない（最高裁昭和47年（行ツ）第33号同49年4月25日第一小法廷判決）。そして、図形部分
10 部分が特定のキャラクターを表したものと認識されるといった一般的、恒常的な取引の実情は見いだせず、また、『リッキー』の文字が図形部分のキャラクターの名称を表すものと認識されているといった一般的、恒常的な取引の実情も見いだせない。」と認定する。

確かに、引用商標は、広く一般に知られておらず、「それ自体明確な意味を
15 もち一般人に親しみ深いもの」となっていない取引実情がある場合であるから、本件審決の認定のとおり、「図形部分が特定のキャラクターを表したものと認識される」取引実情がある場合ではないので、キャラクター図形のみで、キャラクター名称を理解できないことが明らかであり、逆に、本件審決の認定のとおり、『リッキー』の文字が図形部分のキャラクターの名称を表すも
20 のと認識されているといった一般的、恒常的な取引の実情も見いだせない」ので、キャラクター名称の文字のみで、キャラクター図形を観念できないことが明らかである。このため、かかる本件審決の認定は、むしろ原告の主張が正しいことを裏付けるものである。

また、本件審決は、引用商標につき、「仮に、引用商標の文字部分が図形部分
25 の名称を表したものと理解される場合があるとしても、前記の一般的、恒常的な取引の実情からすれば、両者の結び付きは希薄なものであって、なお

文字部分を要部として抽出することができるというべきである。」と認定する。

しかし、キャラクター図形とキャラクター名称を一緒に配した構成態様の結合商標であって、広く一般に知られておらず、「それ自体明確な意味をもち一般人に親しみ深いもの」となっていないとき、むしろ、図形部分と文字部分の説明関係と依存関係により、図形部分と文字部分が、強固に結合していることが明らかである。

このため、図形部分と文字部分が、外観上、独立して見る者の注意をひくように構成されている引用商標であっても、図形部分と文字部分が、称呼上、観念上、一体として看取されるといった必然性を見いだせるところである。

さらに、本件審決は、引用商標につき、「たとえ、『リッキー』の文字が、キャラクターの名称として採択されることが多いとしても、そのことは、本願の指定商品と同一又は類似する引用商標の指定商品である『文房具類、印刷物』全般についての一般的、恒常的な取引の実情とはいえない。」と認定する。

しかし、一般世人と「文房具類、印刷物」の需要者、取引者で、異なる者を想定しなければならない取引実情は見受けられないことが明らかである。

とりわけ、「文房具類、印刷物」の取引において、需要者、取引者は、店頭販売、通信販売及びインターネットを介した販売において、商品の外観を見て購入するのが通常であり、その際に、商品、値札、カタログ、商品情報等に付された商標の外観や製造販売元を見て商品の出所について相応の注意を払って購入することが多いと考えられ、需要者、取引者が、引用商標のキャラクター図形と思しき図形部分を無視して、キャラクター名称と思しき「リッキー」の文字部分のみをもって商品の出所を識別して商品を購入するとい

い難いことが明らかである（甲1、5、6、7の2、甲9、21ないし24）。

このため、引用商標にあつて、「リッキー」の文字部分の一部抽出が許されないところである。

さらに、本件審決は、引用商標につき、『文房具類、印刷物』との関係において、引用商標の構成中『リッキー』の文字部分は、出所識別標識として
5 の称呼、観念が生じないというべき事情はみいだせないから、・・・当該文字部分を抽出し、類否を判断することが許されるというべきである。」と認定する。

「リッキー」の文字部分より出所識別標識としての称呼が生じると認定しているのはよいとしても、「リッキー」の文字部分より出所識別標識としての
10 観念が生じると認定しているとなると、本件審決が、引用商標につき、「文字部分を構成する『リッキー』の文字は、一般的な辞書等に載録された成語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているというような事情も見いだせないことから、特定の観念を生じることがない造語として認識されるというのが相当である。」と認定したことと矛盾し、また、「引用商標
15 は、その構成中の『リッキー』の文字部分に相応して、『リッキー』の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。」と認定したことと矛盾することが明らかである。このため、かかる本件審決の認定は、むしろ、原告の主張が正しいことを裏付けるものである。

(5) 禁反言の法理

20 本願商標と引用商標の類否を判断するに当たって、本件審決が、引用商標の構成中、文字部分を一部抽出した点は、以下のとおり、誤りである。

ア 本件審決の認定

本件審決は、一部抽出の可否の判断基準と最高裁判決を示し、これに続けて、「このように、商標の構成部分の一部を抽出することは、商標の類否
25 を判断するための一つの手法であるから、一商標一出願の原則とは別個のものであって、当該原則を潜脱するものではないことは明らかである。」と

認定している。

確かに、法 27 条 1 項が「登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならない。」と規定し、法 6 条 1 項が一商標一出願の原則を規定し、これとは別個に法 4 条 1 項 11 号が規定されていることから
5 すると、法 6 条 1 項該当性の認定判断（法 15 条 3 号）と 11 号該当性の認定判断（法 15 条 1 号）は異なる拒絶理由であることが明らかである。

そして、一般に、願書に記載した商標が、図形部分と文字部分を一緒に配した構成態様の結合商標であって、図形部分と文字部分が、外観上、独立して見る者の注意をひくように構成されているとき、(Z) 図形部分と文字部分が、称呼上、観念上、分離して観察することが取引上不自然である
10 と思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合であって、(X) 図形部分が、取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合だけでなく、(X) 文字部分も、取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合となると、図形部分と文字部分
15 部分は、別個の無関係な要部（分離・抽出して類否判断を行うことが許される構成部分）となる。

そのような結合商標にあって、図形部分と文字部分を別個の無関係な要部と解したとき、一出願の「二商標」の問題として法 6 条 1 項該当性の認定判断をすべき場合と一出願の「一商標二構成部分」の問題として法 4 条
20 1 項 11 号該当性の認定判断をすべき場合が想定され、ともに一出願の複数の要部という同一の法的論点に帰着する。

確かに、法 6 条 1 項該当性と法 4 条 1 項 11 号該当性は、別個の拒絶理由（法 15 条 1 号と 3 号）であるから、両方の拒絶理由を通知するのか、
25 どちらか一方の拒絶理由を通知するのか、審査官、審判官に委ねられていることが明らかである（法 15 条の 2、15 条の 3、55 条の 2 第 1 項）。

そして、先願登録商標の法6条1項該当性の認定判断の誤りに対し、商標登録異議申立て（法43条の2各号）や商標登録無効審判請求（法46条1項各号）の途がないことが明らかである。

5 そうすると、審査官、審判官以外の者が、先願登録商標について、図形部分と文字部分を別個の無関係な要部と解したとき、本来、一出願の「二商標」の問題として法6条1項該当性の認定判断の誤りとして論じるべき場合であっても、その途がないので、後願商標出願の審査の際、仕方なく、先願登録商標に一出願の「一商標二構成部分」の問題があると置き換えて、先願登録商標の一部抽出の可否を争点とした法4条1項11号該当性の認定判断の誤りとして論じざるを得ないことも明らかである。

10 もっとも、後願商標出願の審査の際、先願登録「商標はその構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されている」〔リラ宝塚事件判決〕にもかかわらず、先願登録商標の出願人の主張やその具体的取引状況が考慮されないので、これと乖離する認定判断も生じている（引用商標、甲11）。

15 他方で、審査官、審判官は、先願登録商標の審査の際、先願登録商標について、図形部分と文字部分を別個の無関係な要部と解したとき、専権として法6条1項該当性の拒絶理由を通知すべきと商標法で義務付けられている以上（法15条3号、15条の2、55条の2第1項）、先願登録商標に一出願の「二商標」の問題があり、法6条1項該当性の認定判断をすべきであるから、先願登録商標の出願人に対する拒絶理由を通知しなかった場合であれば、先願登録商標に一出願の「二商標」の問題はないと判断したことが明らかである。

25 それにもかかわらず、後日、後願商標出願の審査の際、先願登録商標に同一の法的論点に帰着する一出願の「一商標二構成部分」の問題があるので、先願登録商標の一部抽出の可否を争点とした法4条1項11号該当性

の認定判断を借用し、後願商標出願の出願人に対して拒絶理由を通知する
となると、後願商標出願の出願人に対する不意打ちとなる。専権として法
6条1項該当性の拒絶理由を通知すべきと商標法で義務付けられている
審査官、審判官に限り、そのような置き換えが禁反言の法理に反して許さ
れないことが明らかである。

イ 本件審決の検討

本件審決は、引用商標につき、「図形部分と文字部分とは、観念上のつな
がりはなく、両者を常に一体のものとして把握しなければならない特段の
事情も見いだせない」と認定し、(Z) 図形部分と文字部分が、称呼上は言
うに及ばず、観念上も、分離して観察することが取引上不自然であると思
われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合であると認
定している。

仮に、本件審決が、引用商標につき、(X) 図形部分が、取引者、需要者
に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるも
のと認められる場合であると認定し、また、(Y) 「リッキー」の文字部分
が、出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合と
いい難いだけでなく、さらに進んで、(X) 「リッキー」の文字部分が、
取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を
与えるものと認められる場合と認定しているとなると、図形部分と文字部分
は、別個の無関係な要部と認定していることになる。

このため、仮に、本件審決が、(X) の基準をも検討して、引用商標にあ
って、図形部分の一部抽出と文字部分の一部抽出がともに許されるとして
法4条1項11号該当性の認定判断をしているのであれば、専権として法
6条1項該当性の拒絶理由を通知すべきと法で義務付けられている審査
官、審判官が、引用商標の審査の際、引用商標に一出願の「二商標」の問
題はなく、法6条1項該当性の認定判断をすべきでないので、先願登録商

5 標の出願人に対して拒絶理由を通知しなかったのにもかかわらず、後日、
本願商標の審査の際、引用商標に同一の法的論点に帰着する一出願の「一
商標二構成部分」の問題があるので、引用商標の一部抽出の可否を争点と
した法4条1項11号該当性の認定判断を借用して、本願商標の出願人に
10 対して拒絶理由を通知したものであり、本願商標の出願人に対する不意打
ちで、そのような置き換えが禁反言の法理に反して許されないことが明らか
かである。

したがって、仮に、本件審決が、そのように認定しているのであれば、
審査官、審判官が、引用商標にあつて、「リッキー」の文字部分の一部抽出
15 が許されるとすることは、禁反言の法理に反して許されないところである。

2 本願商標と引用商標の類否

上記1のとおり、引用商標にあつては、「リッキー」の文字部分の一部抽出が
許されないところである。

そこで、本願商標と引用商標を比較すると、本願商標と引用商標は「リッキ
15 ー」の称呼を共通にするものの、本願商標から特定の観念が生じないのに対し、
引用商標から特徴的なキャラクター図形と「リッキー」という名のキャラクタ
ー名称の観念が生じるのであって、両商標は観念が明らかに相違するのみなら
ず、引用商標には特徴的なキャラクター図形があるのであって、両商標は外観
が明らかに相違する。

20 このため、これらを総合し、引用商標を全体として観察すれば、本願商標は
出所について混同を生じるおそれのない非類似の商標であることが明らかで
ある。

したがって、本件審決の理由には、上記のとおり、法4条1項11号該当性
の認定判断に誤りがある。

25 [被告の主張]

1(1) 原告は、複数の最高裁判決を比較して、判例は、独立して見る者の注意を

ひくように構成されているかという外観的要素は、通過作業として検討することが許されるだけで、〔リラ宝塚事件判決〕の基準のみを検討して一部抽出が許されると判断することを禁じていると考えられる旨を主張する。

しかし、〔リラ宝塚事件判決〕は、近年の知財高裁判決（令和5年（行ケ）第10035号同年10月23日判決、令和4年（行ケ）第10093号同5年2月22日判決など）でも引用されている、現在でも有効な規範を示している。すなわち、「各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標」の場合、「一つの称呼、観念が他人の商標の称呼、観念と同一または類似であるとはいえないとしても、他の称呼、観念が他人の商標のそれと類似するときは、両商標はなお類似するものと解するのが相当である」とされている。これは、商標の類否判断においては、商標の要部が二個以上存在すると認められる場合、各部分を分離してそれぞれこれを要部として抽出して観察することが可能であることを肯定したものである（乙5）。

引用商標は、図形と「リッキー」の文字を組み合わせた結合商標であるところ、それぞれが出所識別標識として独立して機能する構成要素であり、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものではない。そのため、引用商標は、要部が二個以上存在する場合に該当し、本願商標との類否判断においては、その構成中、独立した出所識別標識として相応に強い印象を与える「リッキー」の文字部分を要部として抽出して観察することは可能である。

(2)ア 原告は、①「リッキー」の文字部分は、多くのキャラクター図形のキャラクター名称として採択され、一般的な名称となっていることや、キャラクター図形とキャラクター名称を一緒に配した場合、その全体より、そのキャラクター名称の称呼を生じ、かつ、その名のキャラクター図形の観念を生じることを指摘して、②引用商標は、外観上、図形部分と文字部分が、

独立して見る者の注意をひくように構成されているが、キャラクター図形とキャラクター名称と一緒に配した構成態様の結合商標であって、図形部分と文字部分とが、称呼上、観念上、一体として看取されるとして、「リッキー」の文字部分の一部抽出が許されない旨を主張する。

5 イ(ア) a しかしながら、引用商標の構成中、図形部分は、動物を擬人化した何らかのキャラクターを描いてなると看取できるものの、我が国において広く知られ、親しまれたものではないから、それより特定の称呼や観念が生じることもなく、それに併記された「リッキー」の文字部分とは、称呼や観念における関連性はなく、文字部分が当該キャラクター名称を表してなると直ちに認識、理解されることもない。原告の主張する「リッキー」なるキャラクターの存在は、本願商標や引用商標とは直接的な関連はなく、また、引用商標が我が国において広く認知されていることが示されてもいないから、本願商標の指定商品に係る需要者（一般消費者）、取引者の認識に影響しない。

15 さらに、キャラクター図形と何らかの文字が併記されていたとしても、それは必ずしも当該キャラクターの名称を示すものではなく、文字がブランド名を表す場合も多く（乙7ないし20）、ブランド名とキャラクター図形を併記することは、取引上極めて普通に採択、採用されている商標の表示手法である。

20 このように、引用商標は、知名度のなさも相まって、互いに称呼や観念における関連性のない、「リッキー」なるブランド名（店舗名）とキャラクター図形を併記したものと通常は認識、理解されると考えられ、それぞれが出所識別標識として独立して機能する構成要素であり、それらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものではない。

25

b 仮に引用商標について、「リッキー」の文字部分が図形部分のキャラ

クター名を表してなると理解された場合であっても、本願商標がそれ
と同一名称の「リッキー」の文字を表している点で十分相紛らわしい。
また、本願商標には「リッキー」の文字だけでキャラクター図形が描
かれておらず、引用商標の表す「リッキー」とは互いに別のキャラク
ターを表しているとは判別、記憶し得ないのだから、両商標を別異の
5 ものとして理解し得るほどの差異はないのであって、両商標を同一又
は類似の商品について使用した場合、商品の出所につき誤認混同を生
ずるおそれは依然としてある。これは、仮にキャラクター図形と「ゴ
ジラ」の文字を組み合わせた結合商標があったとしても、他人による
10 「ゴジラ」の文字のみからなる商標が、同一又は類似の商品について
使用されていた場合、相紛らわしく、誤認混同を生ずるおそれがある
のと同様である。

(イ) a 引用商標は、図形と「リッキー」の文字を組み合わせた結合商標で
あるところ、それぞれが出所識別標識として独立して機能する構成部
15 分であり、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思
われるほど不可分的に結合しているものではないから、要部が二個以
上存在する場合に該当し、その構成中、独立した出所識別標識として
相応に強い印象を与える「リッキー」の文字部分を要部として抽出し
て観察することは可能である。

そうすると、本願商標と引用商標は、外観においては、全体は図形
20 部分の有無に差違があるものの、要部である「リッキー」の文字部分
の比較において、記憶される印象は共通したものとなり、相紛らわし
く、また、称呼を共通にし、さらに、観念は比較できないものの、漠
然と連想される印象が共通するから、これらによって取引者、需要者
25 に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、時と所
を異にして両商標に接するときは、商品の出所につき誤認混同を生ず

るおそれがあり類似するため、両商標は類似する。

- b なお、本願商標と引用商標の構成全体を比較したとしても、以下のとおり、両商標は類似する。

すなわち、引用商標の構成中、図形部分は、動物を擬人化した何らかのキャラクターを描いてなることを想起させるものの、我が国において広く知られ、親しまれたものではないから、それより特定の称呼や観念が生じることもない。他方、その構成中、「リッキー」の文字部分は、「男性名：Richardの愛称」である「Ricky」の表音に相当するものの、一般的な辞書等に掲載されている語ではないから、漠然と外国人の名称を連想させるとしても、具体的な意味合いまでは認識できず、また、その指定商品との関係において、商品の品質等を表示するものではないため、出所識別標識としての機能を相応に有する。

そうすると、本願商標と引用商標は、全体は図形部分の有無に差違があるものの、それより特定の称呼、観念は生じないから、文字部分の共通性を凌駕するほどの異なる印象を与えるものではなく、また、出所識別標識として相応に強い印象を与える「リッキー」の文字部分の比較において、外観において記憶される印象は共通したものとなり、相紛らわしく、また、称呼を共通にし、さらに、観念は比較できないものの、漠然と連想させる印象は共通するから、これら構成全体によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察しても、時と所を異にして両商標に接するときは、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるため、類似する。

- (3) 原告は、「禁反言の法理」として、「法6条1項該当性の拒絶理由を通知すべきと商標法で義務付けられている審査官、審判官が・・・先願登録商標の出願人に対して拒絶理由を通知しなかったのにもかかわらず、・・・引用商標の一部抽出の可否を争点とした法4条1項11号該当性の認定判断を借用し

て、本願商標の出願人に対して拒絶理由を通知したものであり、本願商標の出願人に対する不意打ちで、そのような置き換えが禁反言の法理に反して許されない」旨を主張する。

しかしながら、禁反言とは、英米法上の原則で、「AがBのした表示を信じ、
5 それに基づいて自己の地位を変更したときは、Bは後になって自己の表示が
事実反していたことを理由としてそれを翻すことができないという原則」

(乙21)のことと思われるところ、当該原則と本件審決に対する取消事由の法的根拠との関連性や、当該原則と本件との関連性は明らかではなく、また、その主張の前提とされる事実関係も何ら根拠のないものであるから、
10 その主張は取消事由としての前提を欠く。

なお、本願商標の法4条1項11号該当性や、本願商標と引用商標における分離観察や要部観察の可否は、そこで比較される商標が法6条1項の要件を充足するか否かとは何ら関連性がないことであり、これは原告も認めている。

ちなみに、本件では、審査段階において、令和6年3月14日付けの本件拒絶理由通知によって、引用商標を明示しながら法4条1項11号の拒絶理由が通知されており(甲14)、不意打ちとなるような事実関係はなく、審査、
15 審判の手續に何ら違法はない。

2 原告は、「引用商標を全体として観察すれば、本願商標は出所について混同を生じるおそれのない非類似の商標である」として、本件審決の理由には法4条
20 1項11号該当性の認定判断に誤りがある旨を主張する。

しかしながら、引用商標は、その構成中、図形部分のほか、「リッキー」の文字部分が、独立した出所識別標識として強い印象を与える要部といえることができる。

25 そうすると、本願商標と引用商標は、要部である「リッキー」の文字部分の比較において、外観は相紛らわしく、称呼を共通にし、観念は比較できないも

の、漠然と連想させる印象が共通するから、これらによって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、時と所を異にして両商標に接するときは、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるため、両商標は類似する。

5 したがって、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、その指定商品と同一の商品について使用をするものであるから、法4条1項11号に該当する。

第4 当裁判所の判断

1 取消事由（本願商標と引用商標との類否判断の誤り）について

10 (1) 商標の類否判断の基準

 商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に、商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品又は役務に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、
15 記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきであり、かつ、その商品又は役務の取引の実情を明らかにしうる限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照）。

 そして、商標はその構成部分全体によって他人の商標と識別すべく考案されて
20 いるものであるから、みだりに、商標構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判定することは許されないが、簡易、迅速を尊ぶ取引の実際においては、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標は、常に必ずしもその構成部分全体の名称によ
25 って称呼、観念されず、しばしば、その一部だけによって簡略に称呼、観念され、一個の商標から二個以上の称呼、観念の生ずることがあるのは、経験

則の教えるところである（最高裁昭和34年（オ）第856号同36年6月23日第二小法廷判決・民集15巻6号1689頁参照）。また、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁〔リラ宝塚事件判決〕、最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁〔SEIKO EYE事件判決〕、最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・集民228号561頁〔つつみのおひなっこや事件判決〕参照）。

(2) 本願商標について

本願商標は、「リッキー」の文字を標準文字で表してなるものである。「リッキー」の語は、英語の辞書（新英和中辞典第7版。乙3）には、「Rick・y」につき「リッキー（男性名；Richardの愛称）」と記載されているものがあるものの、一般的な国語の辞書等に載録された成語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られていると認めるに足りる証拠はない。

そうすると、本願商標は、「リッキー」の文字に相応して「リッキー」の称呼が生じるが、特段の観念が生じるものとは認められない。

(3) 引用商標について

引用商標は、ほほ袋を大きく膨らませ、大きな尻尾を持つなどリスの特徴を誇張し、服を着て蝶ネクタイをし、手に虫メガネを持つなど擬人化したリスを思わせる動物の図形（図形部分）と、その下部に「リッキー」の文字（文字部分）を横書きした構成からなるところ、その図形部分と文字部分は、図

ものの、いずれも「リッキー」の構成文字を共通にするものであるから、外観上近似した印象を与えるものといえる。

また、両者は、いずれも「リッキー」の称呼を生じるものであるから、称呼を共通にし、両者は、いずれも特定の観念を生じないものであるから、観念においては比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、全体の外観において相違し、観念において比較はできないものの、本願商標と引用商標の要部である文字部分との対比では、外観において近似し、称呼を共通にするものであるから、これらを総合して考察すると、本願商標と引用商標とは、互いに相紛れるおそれのある類似の商標といえることができる。

(5) 本願の指定商品と引用商標の指定商品及び指定役務との類否について

本願商標及び引用商標の指定商品中、「文房具類、印刷物」は、同一の商品である。

また、本願商標の指定商品の「メモ帳、シール、ペンシルケース」は文房具類の、「定期刊行物、小冊子」は印刷物の、それぞれ一種である（乙4）。

したがって、本願商標の指定商品である「メモ帳、シール、ペンシルケース、文房具類、定期刊行物、小冊子、印刷物」（第16類）と、引用商標の指定商品中の「文房具類、印刷物」（第16類）は同一の商品を含むから、本願の指定商品は、引用商標の指定商品及び指定役務中、第16類「文房具類、印刷物」と同一又は類似の商品である。

(6) 小括

以上によれば、本願商標は、引用商標と類似する商標であって、その指定商品と同一又は類似する商品について使用をするものであるから、法4条1項11号に該当するものというべきである。

そうすると、これと同旨の本件審決の判断に誤りはないというべきである。

2 原告の主張に対する判断

(1) 原告は、結合商標の一部抽出についての判例の基準は、(X) ないし (Z) のとおりであるところ、本件審決は (Z) の基準のみを検討して一部抽出の可否を検討しており、その判断は誤りである旨を主張する。

しかし、結合商標のうちの一部を要部として抽出して、これを他人の商標と比較し得るか否かについての判断は、前記 1 (1) のとおりなされるべきところ、引用商標は、前記 1 (3) のとおり、図形部分と「リッキー」の文字部分を組み合わせた結合商標であり、それぞれが出所識別標識として独立して機能し、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものではないから、本願商標との類否判断においては、その構成中の独立した出所識別標識として相応に強い印象を与える「リッキー」の文字部分を要部として抽出し、観察することが許されるというべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 原告は、「リッキー」の文字部分は、多くのキャラクター図形のキャラクター名称として採択され、一般的な名称となっていることや、キャラクター図形とキャラクター名称を一緒に配した場合、その全体より、そのキャラクター名称の称呼を生じ、かつ、その名のキャラクター図形の観念を生じるとして、引用商標は、外観上、図形部分と文字部分が、独立して見る者の注意をひくように構成されていて、キャラクター図形とキャラクター名称を一緒に配した構成態様の結合商標であって、図形部分と文字部分とが、称呼上、観念上、一体として看取されるとして、その文字部分の一部抽出は許されない旨を主張する。

しかし、引用商標の構成中、図形部分は、前記 1 (3) のとおり、リスを擬人化した何らかのキャラクターを描いてなると看取できるものの、我が国において広く知られ、親しまれたものではないから、特定の称呼や観念が生じることはない。また、「リッキー」の文字部分と称呼や観念における関連性はな

く、当該キャラクター名称を表してなると直ちに認識、理解されることもないというべきである。

この点につき原告は、「リッキー」の文字が多くキャラクター図形の名称として採用され、一般的な名称となっていると主張し、それに沿う証拠（甲 8、21ないし24）を提出する。なるほどこれによれば、帯広市「ばんえい競馬場」のマスコットキャラクター「リッキー」、手塚治虫「0マン」のアニメキャラクター「リッキー」（インド奥地でひろわれたシッポを持つ少年）、任天堂「ゼルダの伝説ふしぎの木の實」のゲームキャラクター「リッキー」その他「リッキー」と称するキャラクターがこれまでに存し、広告宣伝に寄与し、キャラクターのグッズの販売等がされたことは認められる（甲 8、21ないし24）が、「リッキー」の文字がキャラクター図形の名称として一般的な名称となっているとまで認めるに足りる証拠ではない。この点を措くとしても、これらはそもそも、本願商標や引用商標とは直接的な関連性がなく、引用商標の文字部分が我が国において広く認知されていることを示すものでもないから、本願商標の指定商品に係る需要者である一般消費者や、取引者の認識に影響するものではない。

原告は、キャラクター図形とキャラクター名称を一緒に配した場合、キャラクター名称と思しき文字部分がキャラクター図形と思しき図形部分を説明すると無理なく理解できる旨を主張し、それに沿う証拠（甲 1ないし12、26）を提出する。

しかし、原告の指摘するとおり、関西サイクルスポーツセンターマスコット「リッキー」、今井工務店のマスコット「リッキー」、T&Dリース株式会社のキャラクター「リッキー」等（甲 1ないし12、26）、キャラクター名を文字として示したと理解される事例があるものの、キャラクター名が、それとは異なるブランド名と併記されているものもあり（例えば、「図形／MICHELIN」（乙 6、図形のキャラクター名は「ビバンダム」）、「図形／K

(4) 原告は、引用商標を全体として観察すれば、本願商標は出所について混同を生じるおそれのない非類似の商標であるとして、本件審決には法4条1項1号該当性の認定判断に誤りがある旨を主張する。

しかし、既に検討したとおり、引用商標は、その構成中、図形部分のほか、「リッキー」の文字部分が、独立した出所識別標識として強い印象を与える要部といえることができる。そうすると、本願商標と引用商標は、引用商標の要部である「リッキー」の文字部分の比較において、外観において近似し、
5 20 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000 1005 1010 1015 1020 1025 1030 1035 1040 1045 1050 1055 1060 1065 1070 1075 1080 1085 1090 1095 1100 1105 1110 1115 1120 1125 1130 1135 1140 1145 1150 1155 1160 1165 1170 1175 1180 1185 1190 1195 1200 1205 1210 1215 1220 1225 1230 1235 1240 1245 1250 1255 1260 1265 1270 1275 1280 1285 1290 1295 1300 1305 1310 1315 1320 1325 1330 1335 1340 1345 1350 1355 1360 1365 1370 1375 1380 1385 1390 1395 1400 1405 1410 1415 1420 1425 1430 1435 1440 1445 1450 1455 1460 1465 1470 1475 1480 1485 1490 1495 1500 1505 1510 1515 1520 1525 1530 1535 1540 1545 1550 1555 1560 1565 1570 1575 1580 1585 1590 1595 1600 1605 1610 1615 1620 1625 1630 1635 1640 1645 1650 1655 1660 1665 1670 1675 1680 1685 1690 1695 1700 1705 1710 1715 1720 1725 1730 1735 1740 1745 1750 1755 1760 1765 1770 1775 1780 1785 1790 1795 1800 1805 1810 1815 1820 1825 1830 1835 1840 1845 1850 1855 1860 1865 1870 1875 1880 1885 1890 1895 1900 1905 1910 1915 1920 1925 1930 1935 1940 1945 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 2070 2075 2080 2085 2090 2095 2100 2105 2110 2115 2120 2125 2130 2135 2140 2145 2150 2155 2160 2165 2170 2175 2180 2185 2190 2195 2200 2205 2210 2215 2220 2225 2230 2235 2240 2245 2250 2255 2260 2265 2270 2275 2280 2285 2290 2295 2300 2305 2310 2315 2320 2325 2330 2335 2340 2345 2350 2355 2360 2365 2370 2375 2380 2385 2390 2395 2400 2405 2410 2415 2420 2425 2430 2435 2440 2445 2450 2455 2460 2465 2470 2475 2480 2485 2490 2495 2500 2505 2510 2515 2520 2525 2530 2535 2540 2545 2550 2555 2560 2565 2570 2575 2580 2585 2590 2595 2600 2605 2610 2615 2620 2625 2630 2635 2640 2645 2650 2655 2660 2665 2670 2675 2680 2685 2690 2695 2700 2705 2710 2715 2720 2725 2730 2735 2740 2745 2750 2755 2760 2765 2770 2775 2780 2785 2790 2795 2800 2805 2810 2815 2820 2825 2830 2835 2840 2845 2850 2855 2860 2865 2870 2875 2880 2885 2890 2895 2900 2905 2910 2915 2920 2925 2930 2935 2940 2945 2950 2955 2960 2965 2970 2975 2980 2985 2990 2995 3000 3005 3010 3015 3020 3025 3030 3035 3040 3045 3050 3055 3060 3065 3070 3075 3080 3085 3090 3095 3100 3105 3110 3115 3120 3125 3130 3135 3140 3145 3150 3155 3160 3165 3170 3175 3180 3185 3190 3195 3200 3205 3210 3215 3220 3225 3230 3235 3240 3245 3250 3255 3260 3265 3270 3275 3280 3285 3290 3295 3300 3305 3310 3315 3320 3325 3330 3335 3340 3345 3350 3355 3360 3365 3370 3375 3380 3385 3390 3395 3400 3405 3410 3415 3420 3425 3430 3435 3440 3445 3450 3455 3460 3465 3470 3475 3480 3485 3490 3495 3500 3505 3510 3515 3520 3525 3530 3535 3540 3545 3550 3555 3560 3565 3570 3575 3580 3585 3590 3595 3600 3605 3610 3615 3620 3625 3630 3635 3640 3645 3650 3655 3660 3665 3670 3675 3680 3685 3690 3695 3700 3705 3710 3715 3720 3725 3730 3735 3740 3745 3750 3755 3760 3765 3770 3775 3780 3785 3790 3795 3800 3805 3810 3815 3820 3825 3830 3835 3840 3845 3850 3855 3860 3865 3870 3875 3880 3885 3890 3895 3900 3905 3910 3915 3920 3925 3930 3935 3940 3945 3950 3955 3960 3965 3970 3975 3980 3985 3990 3995 4000 4005 4010 4015 4020 4025 4030 4035 4040 4045 4050 4055 4060 4065 4070 4075 4080 4085 4090 4095 4100 4105 4110 4115 4120 4125 4130 4135 4140 4145 4150 4155 4160 4165 4170 4175 4180 4185 4190 4195 4200 4205 4210 4215 4220 4225 4230 4235 4240 4245 4250 4255 4260 4265 4270 4275 4280 4285 4290 4295 4300 4305 4310 4315 4320 4325 4330 4335 4340 4345 4350 4355 4360 4365 4370 4375 4380 4385 4390 4395 4400 4405 4410 4415 4420 4425 4430 4435 4440 4445 4450 4455 4460 4465 4470 4475 4480 4485 4490 4495 4500 4505 4510 4515 4520 4525 4530 4535 4540 4545 4550 4555 4560 4565 4570 4575 4580 4585 4590 4595 4600 4605 4610 4615 4620 4625 4630 4635 4640 4645 4650 4655 4660 4665 4670 4675 4680 4685 4690 4695 4700 4705 4710 4715 4720 4725 4730 4735 4740 4745 4750 4755 4760 4765 4770 4775 4780 4785 4790 4795 4800 4805 4810 4815 4820 4825 4830 4835 4840 4845 4850 4855 4860 4865 4870 4875 4880 4885 4890 4895 4900 4905 4910 4915 4920 4925 4930 4935 4940 4945 4950 4955 4960 4965 4970 4975 4980 4985 4990 4995 5000 5005 5010 5015 5020 5025 5030 5035 5040 5045 5050 5055 5060 5065 5070 5075 5080 5085 5090 5095 5100 5105 5110 5115 5120 5125 5130 5135 5140 5145 5150 5155 5160 5165 5170 5175 5180 5185 5190 5195 5200 5205 5210 5215 5220 5225 5230 5235 5240 5245 5250 5255 5260 5265 5270 5275 5280 5285 5290 5295 5300 5305 5310 5315 5320 5325 5330 5335 5340 5345 5350 5355 5360 5365 5370 5375 5380 5385 5390 5395 5400 5405 5410 5415 5420 5425 5430 5435 5440 5445 5450 5455 5460 5465 5470 5475 5480 5485 5490 5495 5500 5505 5510 5515 5520 5525 5530 5535 5540 5545 5550 5555 5560 5565 5570 5575 5580 5585 5590 5595 5600 5605 5610 5615 5620 5625 5630 5635 5640 5645 5650 5655 5660 5665 5670 5675 5680 5685 5690 5695 5700 5705 5710 5715 5720 5725 5730 5735 5740 5745 5750 5755 5760 5765 5770 5775 5780 5785 5790 5795 5800 5805 5810 5815 5820 5825 5830 5835 5840 5845 5850 5855 5860 5865 5870 5875 5880 5885 5890 5895 5900 5905 5910 5915 5920 5925 5930 5935 5940 5945 5950 5955 5960 5965 5970 5975 5980 5985 5990 5995 6000 6005 6010 6015 6020 6025 6030 6035 6040 6045 6050 6055 6060 6065 6070 6075 6080 6085 6090 6095 6100 6105 6110 6115 6120 6125 6130 6135 6140 6145 6150 6155 6160 6165 6170 6175 6180 6185 6190 6195 6200 6205 6210 6215 6220 6225 6230 6235 6240 6245 6250 6255 6260 6265 6270 6275 6280 6285 6290 6295 6300 6305 6310 6315 6320 6325 6330 6335 6340 6345 6350 6355 6360 6365 6370 6375 6380 6385 6390 6395 6400 6405 6410 6415 6420 6425 6430 6435 6440 6445 6450 6455 6460 6465 6470 6475 6480 6485 6490 6495 6500 6505 6510 6515 6520 6525 6530 6535 6540 6545 6550 6555 6560 6565 6570 6575 6580 6585 6590 6595 6600 6605 6610 6615 6620 6625 6630 6635 6640 6645 6650 6655 6660 6665 6670 6675 6680 6685 6690 6695 6700 6705 6710 6715 6720 6725 6730 6735 6740 6745 6750 6755 6760 6765 6770 6775 6780 6785 6790 6795 6800 6805 6810 6815 6820 6825 6830 6835 6840 6845 6850 6855 6860 6865 6870 6875 6880 6885 6890 6895 6900 6905 6910 6915 6920 6925 6930 6935 6940 6945 6950 6955 6960 6965 6970 6975 6980 6985 6990 6995 7000 7005 7010 7015 7020 7025 7030 7035 7040 7045 7050 7055 7060 7065 7070 7075 7080 7085 7090 7095 7100 7105 7110 7115 7120 7125 7130 7135 7140 7145 7150 7155 7160 7165 7170 7175 7180 7185 7190 7195 7200 7205 7210 7215 7220 7225 7230 7235 7240 7245 7250 7255 7260 7265 7270 7275 7280 7285 7290 7295 7300 7305 7310 7315 7320 7325 7330 7335 7340 7345 7350 7355 7360 7365 7370 7375 7380 7385 7390 7395 7400 7405 7410 7415 7420 7425 7430 7435 7440 7445 7450 7455 7460 7465 7470 7475 7480 7485 7490 7495 7500 7505 7510 7515 7520 7525 7530 7535 7540 7545 7550 7555 7560 7565 7570 7575 7580 7585 7590 7595 7600 7605 7610 7615 7620 7625 7630 7635 7640 7645 7650 7655 7660 7665 7670 7675 7680 7685 7690 7695 7700 7705 7710 7715 7720 7725 7730 7735 7740 7745 7750 7755 7760 7765 7770 7775 7780 7785 7790 7795 7800 7805 7810 7815 7820 7825 7830 7835 7840 7845 7850 7855 7860 7865 7870 7875 7880 7885 7890 7895 7900 7905 7910 7915 7920 7925 7930 7935 7940 7945 7950 7955 7960 7965 7970 7975 7980 7985 7990 7995 8000 8005 8010 8015 8020 8025 8030 8035 8040 8045 8050 8055 8060 8065 8070 8075 8080 8085 8090 8095 8100 8105 8110 8115 8120 8125 8130 8135 8140 8145 8150 8155 8160 8165 8170 8175 8180 8185 8190 8195 8200 8205 8210 8215 8220 8225 8230 8235 8240 8245 8250 8255 8260 8265 8270 8275 8280 8285 8290 8295 8300 8305 8310 8315 8320 8325 8330 8335 8340 8345 8350 8355 8360 8365 8370 8375 8380 8385 8390 8395 8400 8405 8410 8415 8420 8425 8430 8435 8440 8445 8450 8455 8460 8465 8470 8475 8480 8485 8490 8495 8500 8505 8510 8515 8520 8525 8530 8535 8540 8545 8550 8555 8560 8565 8570 8575 8580 8585 8590 8595 8600 8605 8610 8615 8620 8625 8630 8635 8640 8645 8650 8655 8660 8665 8670 8675 8680 8685 8690 8695 8700 8705 8710 8715 8720 8725 8730 8735 8740 8745 8750 8755 8760 8765 8770 8775 8780 8785 8790 8795 8800 8805 8810 8815 8820 8825 8830 8835 8840 8845 8850 8855 8860 8865 8870 8875 8880 8885 8890 8895 8900 8905 8910 8915 8920 8925 8930 8935 8940 8945 8950 8955 8960 8965 8970 8975 8980 8985 8990 8995 9000 9005 9010 9015 9020 9025 9030 9035 9040 9045 9050 9055 9060 9065 9070 9075 9080 9085 9090 9095 9100 9105 9110 9115 9120 9125 9130 9135 9140 9145 9150 9155 9160 9165 9170 9175 9180 9185 9190 9195 9200 9205 9210 9215 9220 9225 9230 9235 9240 9245 9250 9255 9260 9265 9270 9275 9280 9285 9290 9295 9300 9305 9310 9315 9320 9325 9330 9335 9340 9345 9350 9355 9360 9365 9370 9375 9380 9385 9390 9395 9400 9405 9410 9415 9420 9425 9430 9435 9440 9445 9450 9455 9460 9465 9470 9475 9480 9485 9490 9495 9500 9505 9510 9515 9520 9525 9530 9535 9540 9545 9550 9555 9560 9565 9570 9575 9580 9585 9590 9595 9600 9605 9610 9615 9620 9625 9630 9635 9640 9645 9650 9655 9660 9665 9670 9675 9680 9685 9690 9695 9700 9705 9710 9715 9720 9725 9730 9735 9740 9745 9750 9755 9760 9765 9770 9775 9780 9785 9790 9795 9800 9805 9810 9815 9820 9825 9830 9835 9840 9845 9850 9855 9860 9865 9870 9875 9880 9885 9890 9895 9900 9905 9910 9915 9920 9925 9930 9935 9940 9945 9950 9955 9960 9965 9970 9975 9980 9985 9990 9995 10000 10005 10010 10015 10020 10025 10030 10035 10040 10045 10050 10055 10060 10065 10070 10075 10080 10085 10090 10095 10100 10105 10110 10115 10120 10125 10130 10135 10140 10145 10150 10155 10160 10165 10170 10175 10180 10185 10190 10195 10200 10205 10210 10215 10220 10225 10230 10235 10240 10245 10250 10255 10260 10265 10270 10275 1

裁判官

今 井 弘 晃

5

裁判官

水 野 正 則